

特掲診療料の施設基準(手術)に係る院内掲示

当院では、下記のとおりの手術症例数があります。(令和7年1月1日から令和7年12月31日)

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術に係る施設基準

【1. 区分1に分類される手術】

	手術名	1年間の実績
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

【2. 区分2に分類される手術】

	手術名	1年間の実績
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

【3. 区分3に分類される手術】

	手術名	1年間の実績
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

【4. 区分4に分類される手術】

区分4に分類される手術の件数(腹腔鏡を用いた手術)

腹腔鏡下胆嚢摘出術	0
-----------	---

【その他の区分に分類される手術】

	手術名	1年間の実績
4	人工関節置換術	0
5	乳児外科施設基準対象手術	0
6	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
7	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
8	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0